

# ふれあいネットワーク 社協だより

会報社協 第5号

— 編集・発行 —  
社会福祉法人  
魚沼市社会福祉協議会  
魚沼市須原520番地  
(魚沼市 守門庁舎内)  
電話 025-797-4880  
FAX 025-797-4881  
編集 総務・企画委員会



## 赤い羽根共同募金にご協力ありがとうございます

今年も10月1日から12月31日まで全国一斉に赤い羽根共同募金が始まりました。

募金活動は、各ご家庭のご理解と嘱託員・区長さん、班長さん、民生児童委員さんをはじめ企業、職場やたくさんのボランティアの温かいご支援とご協力により支えられています。

12月1日からは「歳末たすけあい運動」の募金活動も行わせていただきますので、合わせてさらなるご協力をお願いいたします。

◎募金額の実績等につきましては、次号にてご報告させていただきます。



または各支所

魚沼市社会福祉協議会  
総務課

【問い合わせ先】

社会福祉協議会の会員会費につきましては、8月より各地区の嘱託員、役員さん皆様のご支援もあり、本年度も多くの方々からご理解とご協力をいただくことができました。  
心から厚くお礼申し上げます。  
また、新たに本会の会員としてご賛同いただける方は、随時受け付けておりますので、ご連絡ください。

社協会員会費  
納入のお礼

# 障害者自立支援法

障害保健福祉制度が平成18年4月1日施行

平成18年10月1日より図のように変わりました。





## 利用者負担の仕組みも変わります

- ① 利用者負担は、原則 1 割の定率負担で所得に応じた月額の上限が設定されます。  
月ごとの上限額は、0円から **37,200 円** (市民税額等によって変わります。)
- ② 入所施設、グループホームを利用する場合、さらに個別減免があります。
- ③ 通所サービス、入所施設等 (20 歳未満)、ホームヘルプについて、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合、1つの事業所で月額負担上限額は半額になります。  
(施行後3年間の経過措置として、収入や資産が一定以下の場合)
- ④ 同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用した場合にも、負担の減免制度があります。
- ⑤ 別途必要な実費負担の食事等についても軽減措置があります。

## 新たな障害者福祉体系に編成 (平成18年10月1日より)

障害の種類ごとに組合わされていた  
施設・事業体系



①介護給付 ②訓練等給付 ③地域生活支援事業

※施設等を利用した場合の食費・光熱水費は、原則利用者の自己負担になります。

\*\*\*\*\*

## 支所からのお知らせコーナー

～堀之内支所～ 問い合わせ先 ☎794-4300



### 第1回 男の料理教室

H18.9.26 堀之内老人憩いの家にて開催  
参加者 17名

講師 江口 六正様

今回は「そば打ち」が主体でした。  
そばは、つなぎとして「ふのり」を使った二八そばで、副菜として彩りもよい「季節野菜の天ぷら」も用意し、参加者が持参された「四角豆」という珍しい豆もあり、参加者皆さん堪能されました。

◆次回開催 11月7日(火)

講師 滝沢 久様  
調理内容 簡単にできるおかず

## 堀之内地区のボランティア募集いたします

### 配食ボランティア

配食日 毎月 第2、第4木曜日  
配食数 夕食用として毎回 85食程度  
調理場所 堀之内社会福祉センター  
内容 一人暮らし及び老人世帯等の皆さんへ弁当を作り届ける

### 《お願いしたいボランティア内容》

- ・調理ボランティア  
時 間 午後1時30分～午後4時くらいまで  
活動頻度 2班に分かれ月1回
- ・配達ボランティア  
時 間 弁当が出来上がる午後4時ころから  
活動頻度 4班に分かれ2か月に1回

### 雪おろしボランティア

活動日 土曜日の午前中  
活動頻度 冬期間5～6回程度  
内 容 雪下ろしが困難な、「堀之内地区」の老人及び障害者世帯等の屋根雪の除雪



# 活動報告 8月~9月

## 高齢者福祉活動

- ◆集合会食会（一人暮らし老人の集い「こぶし会」）  
期 日 8月3日(木)  
会 場 小出ボランティアセンター  
参加者 75歳以上の一人暮らし老人の集い 52名
- ◆おたのしみ昼食会  
期 日 9月21日(木)  
会 場 堀之内社会福祉センター  
参加者 70歳以上一人暮らし老人 40名
- ◆幼稚園児とお年寄りとの交流会  
期 日 8月22日(火)  
会 場 入広瀬幼稚園  
参加者 35名



日帰りワークキャンプ

## 障害者福祉活動

- ◆中学生と障害者の日帰りワークキャンプ  
期 日 8月5日(土)  
会 場 福山森林体験の家（福山キャンプ場）  
参加者 69名
- ◆福祉施設との交流事業  
やいろの里夏まつり  
期 日 7月22日(土)  
会 場 知的障害者更生施設「やいろの里」
- ◆障害者とボランティアの交流会  
期 日 8月24日(木)  
会 場 魚沼市地域振興センター  
内 容 ボランティアと障害者が歌、踊り、カラオケで交流  
参加者 53名

### わかあゆ社まつり

- 期 日 7月23日(日)
- 会 場 精神障害者授産施設「わかあゆ社」

## 児童青少年福祉活動

- ◆ボランティアスクールの開設（小出地区）  
実施期間 7月22日~9月1日  
参加者 中学生 453名  
一 般 45名
- ◆ボランティア体験スクール（湯之谷地区）  
実施期間 7月27日~8月31日  
参加者 中学生 76名  
高校生 4名  
一 般 71名
- ◆親子ふれあいレクリエーション  
期 日 9月30日(土)  
会 場 広神体育センター  
参加者 29名



小出地区ボランティアスクール

# 福祉の情報

## 生活福祉資金貸付制度のご案内

### ◆貸付条件

1. 所得制限があります。
2. 連帯保証人 1 名が必要です（資金種類によっては、保証人がいないものもあります）。
3. 申請者が 65 歳以上の場合及び修学資金を利用する場合は、原則として、連帯保証人が必要です。

### ◆ご利用いただける世帯

低所得世帯	必要な資金の融資を他から受けることが難しい市町村民税非課税程度の世帯
障害者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯
高齢者世帯	日常生活を送る上で介護等を要する 65 歳以上の高齢者が属する世帯
失業者世帯	生計中心者の失業によって生計を維持していくことが困難な世帯

※高齢者世帯と障害者世帯の場合、資金使途目的がそれらの方の為の事業に限ります。  
 ※世帯種類別によって、利用できない資金種類があります。

### ◆資金の種類

※社協だより第 2 号 14 頁に更生資金、福祉資金、住宅資金の解説をしておりますので、今回はその他の貸付資金について掲載させていただきます。

資金の種類		貸付限度額 (千円)	貸付 年利子	据置期間	償還期間	資金使途
修学資金	修学費	高校 月 35 高専 月 60 短大 月 60 大学 月 65	無利子	6 月 以内	10 年 以内	学校教育法に規定する高校、高等専門学校、短大、大学に就学するのに必要な経費
	就学支度費	500				上記学校への入学に際し必要な経費
療養・ 介護等 資金	療養費	1,700	無利子	6 月 以内	5 年 以内	病気、負傷の治療に必要な経費及び療養中の生活を維持するのに必要な経費
	介護等費					介護保険料と介護費用及び療養中の生計を維持するために必要な経費 障害者自立支援法の対象となる障害福祉サービス若しくは自立支援医療を受け、又は舗装具を購入若しくは修理するために必要な経費
緊急小口資金		50	3%	2 月 以内	4 月 以内	医療費の支払、給与の盗難、年金等の支給までのつなぎ、火災等の被災により、一時的に生計の維持が困難となった場合の経費
災害援護資金		1,500	3%	1 年 以内	7 年 以内	災害を受けたことによる、困窮から自立更正するのに必要な経費
長期生活支援資金		月 300 以内	3%又は 長期プライム レート	—	—	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付けられる生活資金として必要な経費
離職者支援資金		月 200 単身世帯は 月 100	3%	12 月 以内	7 年 以内	失業によって、生計中心者が再就職するまでの間の生活資金として必要な経費

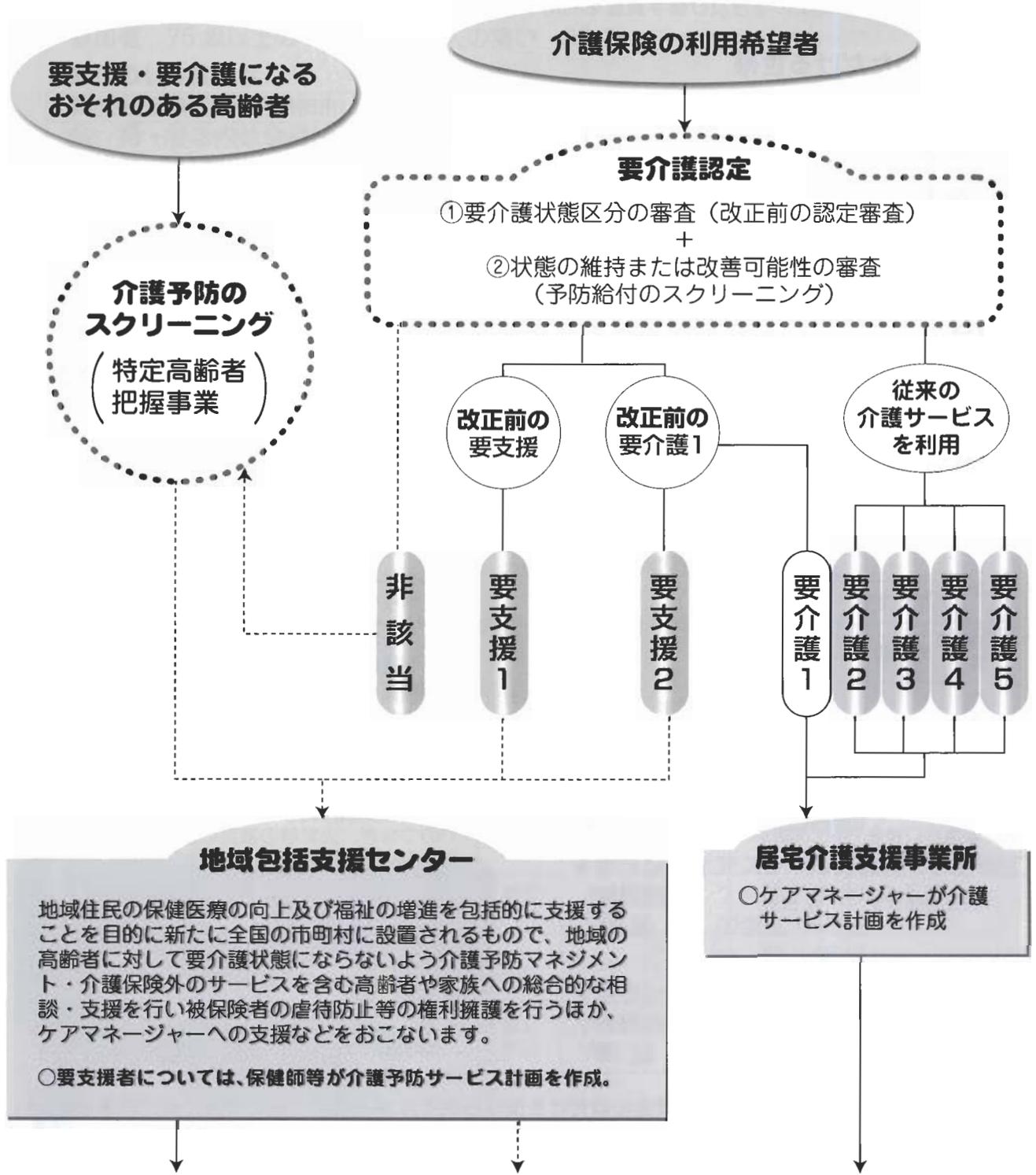
- ・母子福祉資金、その他の公的資金の貸付けを受けられる方は、原則として資金の貸付対象となりません。
- ・修学資金の修学費貸付けについては、『日本学生支援機構』（旧：日本育英会）の奨学金制度への貸付け申込みが優先となります。

◎詳細については、お気軽に各地区の『支所』までお問い合わせください。

こう変わりました

平成18年4月1日施行

# 介護保険



次ページへ

## 地域支援事業

### ①介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象にした健康診査、要介護、要支援になるおそれのある高齢者を対象にした運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり予防等を含めた総合的な介護予防事業などを実施します。

### ②包括的支援事業

- ・介護予防事業のマネジメント
- ・総合相談、支援事業
- ・虐待防止等の権利擁護事業
- ・地域ケア支援事業を実施します。

### ③任意事業

介護給付費適正化事業、家族支援事業等を行うことができます。

## 予防給付

### ①介護予防サービス

要支援 1.2 と認定された方は、心身の状態が維持・改善される可能性が高い方で、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスを利用します。

### ②地域密着型介護予防サービス

#### 【筋力向上】

立ち上がりや歩行に必要な筋力をつけたり、転倒予防のための訓練をします。

#### 【栄養改善】

栄養士等が栄養バランスのとれた食事のとり方などについて個別に相談をします。

#### 【口腔機能の向上】

歯科衛生士等が歯や舌の汚れをチェック。しっかり噛んだり、飲み込むための指導をします。

## 介護給付

### ①居宅介護サービス(12項目)

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売

### ②地域密着型介護サービス(6種類)

要介護者の住み慣れた地域での生活を支える為、身近な市町村で提供されることが適当なサービスとして創設されるものです。

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

### ③施設介護サービス(3施設)

- ・指定介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・指定介護療養型医療施設

平成18年4月より、状態の軽減・悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付(新予防給付)が創設されます。これらのマネジメントは市町村を責任主体として、「地域包括支援センター」が行い、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」を確立することを目的に「新予防給付」と「地域支援事業」を実施します。

※全国社会福祉協議会 こう変わる介護保険PLUS資料より抜粋

## 在宅介護を応援します!

営業時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

魚沼市社会福祉協議会の事業所を紹介いたします。

### ・在宅介護支援センター

在宅で高齢者などの介護を行っている家族の方に、総合的な保健・福祉の相談を行っています。

在宅介護支援センター湯之谷 ☎792-8184  
在宅介護支援センター守門 ☎797-2603

### ・居宅介護支援事業所

要介護と認定された方の在宅サービスの計画を作成しています。

堀之内居宅介護支援事業所 ☎798-2130  
在宅介護支援センター湯之谷 ☎792-8184  
守門居宅介護支援事業所 ☎797-2603

## 寄 附

7月	広神物資納入組合 様	30,000 円
8月	ひらさわ唄の会教室 様	20,000 円
	板木地区中学生 様	6,842 円
	江口地区中学生 様	10,281 円
	悠 興 会 様	5,000 円
9月	長松地区中学生 様	12,000 円
	中家中学子供会 様	5,000 円
	星 正 和 様	12,005 円
	匿 名	3,128 円
	匿 名	522 円

たくさんさんの善意をありがとうございます。  
 お寄せいただきました寄附は、  
 地域の社会福祉活動に  
 活用させていただきます。

(平成十八年七月～平成十八年九月)

善意の寄附物品として、アルミ缶・リングプル・ベルマーク・ロータスクーポン・書き損じの葉書・古切手等の品物が各支所を通じ沢山お寄せいただきました。

お寄せいただきました品物につきましては、貴重な社会資源として地域福祉活動に活用させていただきます。

ありがとうございました。

### お詫び

8月10日発行の社協だより第4号10ページ左上掲載の記事に誤りがありましたので訂正してお詫び申し上げます。

**(正) 財産目録**  
(平成18年3月31日現在) (単位:円)

資産の部	流動資産	預貯金	273,312,040	
		未収金	77,041,060	
		立替金	67,790	
		会計単位内貸付金	100,000	
		計	350,520,890	
	固定資産	基本財産	基本財産特定預金	6,000,000
			建物	165,893,355
			建物附属設備	56,633,190
			計	228,526,545
		その他の固定資産	建物附属設備	973,824
		車輛運搬具	20,213,945	
		器具及び備品	9,989,411	
		権利	360,000	
		ソフトウェア	466,250	
		計	60,234,391	
		退職共済預け金	48,160,113	
		貸付事業資金貸付金	1,538,975	
		その他の積立預金	3,000,914	
		計	144,937,823	
		計	373,464,368	
負債の部	流動負債	未払金	26,611,031	
		未返還金	32,393,712	
		預り金	4,245,959	
		仮受金	19,168	
		計	63,269,870	
	固定負債	設備資金借入金	55,914,633	
		退職給与引当金	51,490,290	
		計	107,404,923	
		合 計	170,674,793	
		差引純資産	553,310,465	

**(誤) 財産目録**  
(平成18年3月31日現在) (単位:円)

資産の部	流動資産	預貯金	273,312,040	
		未収金	77,041,060	
		立替金	67,790	
		会計単位内貸付金	100,000	
		計	350,520,890	
	固定資産	基本財産	基本財産特定預金	6,000,000
			建物	165,893,355
			建物附属設備	56,633,190
			計	228,526,545
		その他の固定資産	建物附属設備	973,824
		車輛運搬具	20,213,945	
		器具及び備品	9,989,411	
		権利	360,000	
		ソフトウェア	466,250	
		計	48,160,113	
		退職共済預け金	48,160,113	
		貸付事業資金貸付金	1,538,975	
		その他の積立預金	3,000,914	
		計	144,937,823	
		計	373,464,368	
負債の部	流動負債	未払金	26,611,031	
		未返還金	32,393,712	
		預り金	4,245,959	
		仮受金	19,168	
		計	63,269,870	
	固定負債	設備資金借入金	55,914,633	
		退職給与引当金	51,490,290	
		計	107,404,923	
		合 計	170,674,793	
		差引純資産	553,310,465	

### 読者の声

「魚沼市社協だより」について、ご意見・ご感想が  
 ございましたら、左記へお送りください。  
 〒946-0226 魚沼市須原五二〇  
 魚沼市社会福祉協議会内「読者の声」係